

# 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画期間
- 4 計画の構成
- 5 子ども・子育て支援新制度
  - (1) 子ども・子育て支援新制度とは
  - (2) 新制度の主なポイント
- 6 都における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策
  - (1) 都道府県設定区域の設定
  - (2) 量の見込みと確保方策
  - (3) 認定こども園の需給調整

## 1 計画策定の趣旨

- 家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担う子供を育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」(以下「次世代法」という。)が制定され、地方公共団体及び企業において 10 年間の集中的・計画的な取組を推進することとされました。

都は、これを踏まえ、平成 17 年 4 月に前期 5 年分の実施計画として、認証保育所や子供家庭支援センターなど都独自の取組も盛り込んだ「次世代育成支援東京都行動計画(前期)」(計画期間：平成 17 年度～平成 21 年度)を策定し、次代を担う子供たちが健やかに生まれ、育成される社会の形成に向けて、各種施策を推進してきました。

- 平成 22 年 4 月には、後期 5 年分の実施計画として、「次世代育成支援東京都行動計画(後期)」(計画期間：平成 22 年度～平成 26 年度)を策定し、待機児童の解消や子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備などの実現に取り組んできました。

この間も、我が国では、少子化が進行し、平成 17 年には死亡数が出生数を初めて上回りました。子育てに不安や孤立感を感じる家庭が少なくないこと、都市部を中心に保育所の待機児童問題が深刻化していること、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなど、子供や子育てをめぐる状況は厳しく、国や地域を挙げて子供や家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築していくことが求められています。

- こうしたことから、平成 24 年 8 月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度では、一人ひとりの子供が健やかに成長することができる社会を目指して、幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子供・子育て支援の充実を図ることとされました。

また、次世代法も改正され、都道府県行動計画の策定は任意化されましたが、引き続き、職場や地域において子育てしやすい環境を整備するため、法の有効期限が平成 36 年度末まで 10 年間延長されました。

平成 26 年 1 月に、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「子どもの貧困対策法」という。)が施行されました。

平成 26 年 7 月には、子ども・子育て支援法第 60 条第 1 項の規定に基づき、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」という。）が告示されました。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、子供・子育て支援の意義、教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項、子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項等が示され、「子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価」の中で、「計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行うこと」と規定されました。

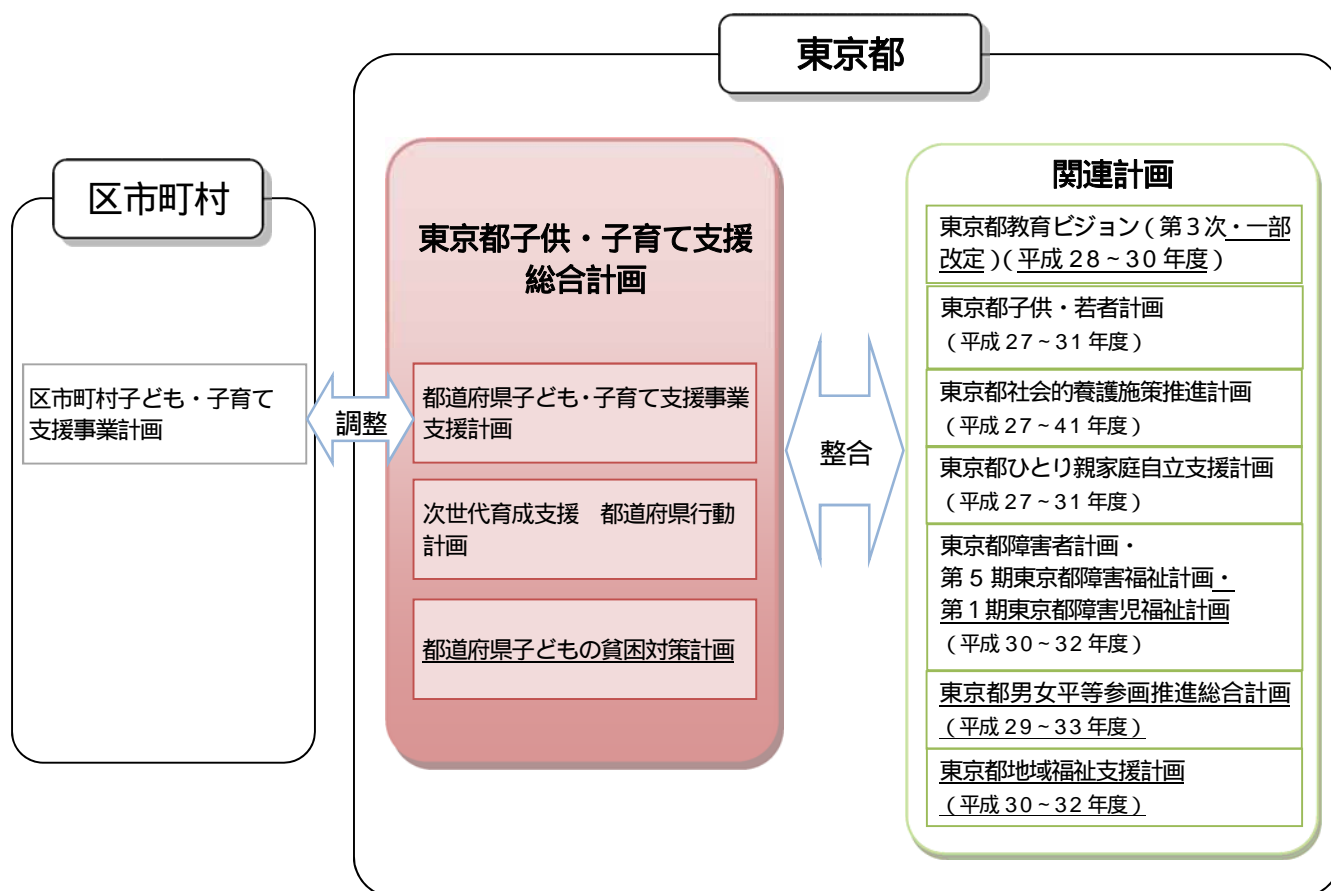
こうした状況や、これまでの都の取組の成果を踏まえ、子供を安心して産み育てられ、次代を担う子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会の形成を目指し、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、子供の貧困対策も包含する計画として、平成 26 年度末に「東京都子供・子育て支援総合計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

今回（平成 29 年度）の中間見直しでは、本計画策定以降に生じた国の状況などを踏まえ、区市町村の教育・保育の量の見込みと確保方策及び東京都の目標数値を更新しています。また、子供の貧困対策法に基づく計画としての位置づけを明確にしています。

## 2 計画の性格

本計画は、東京都における子供・子育てに関する総合計画として、子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と次世代法第9条に基づく都道府県行動計画、子どもの貧困対策法第9条に基づく都道府県子どもの貧困対策計画とを合わせて一体的に策定するものです。

また、本計画は、関連する東京都の他の計画と整合を図るとともに、区市町村子ども・子育て支援事業計画とも調整の上、策定しています。



### 3 計画期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

各施策の成果や子育て家庭のニーズ及び社会状況の変化、区市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、計画期間の中間年である平成 29 年度に計画の見直しを行いました。

### 4 計画の構成

本計画は、5 つの章で構成しています。

第 1 章では、都が子供と子育て家庭に対する支援施策を推進していく上での基本的な考え方や、計画の「理念」「目標」「視点」を示します。

第 2 章では、東京における子供と家庭をめぐる状況を俯瞰します。あわせて、子供と家庭への支援などの施策について、これまでの都の取組を概観します。

第 3 章では、目標ごとに施策の方向性と、具体的な都の取組を示します。

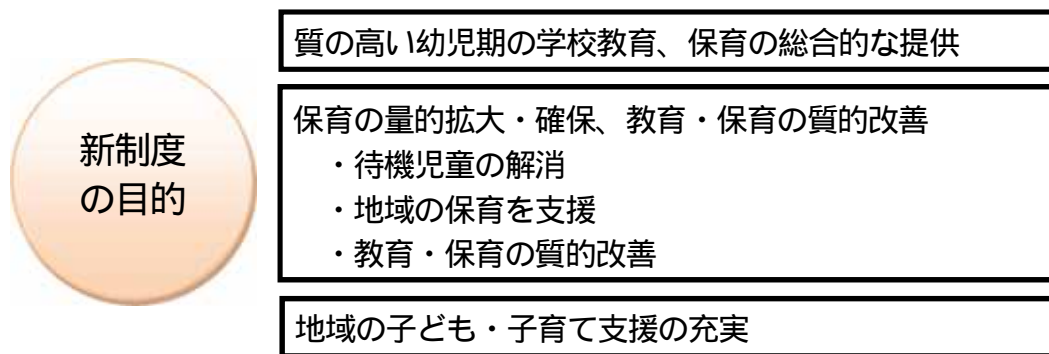
第 4 章では、人材の確保と資質の向上が一層重要になってきていることから、これに関する広域自治体としての都の取組の方向性を示します。

第 5 章では、本計画の推進に向けて、都・区市町村・事業主・地域社会の役割を明らかにするとともに、計画の進捗管理などについて示します。

## 5 子ども・子育て支援新制度

### (1) 子ども・子育て支援新制度とは

『子ども・子育て支援新制度』（以下「新制度」という。）とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づく制度のことをいい、平成27年4月から施行されました。



### (2) 新制度の主なポイント

新制度では、以下の取組により、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するとともに、地域の子供・子育て支援を充実させています。

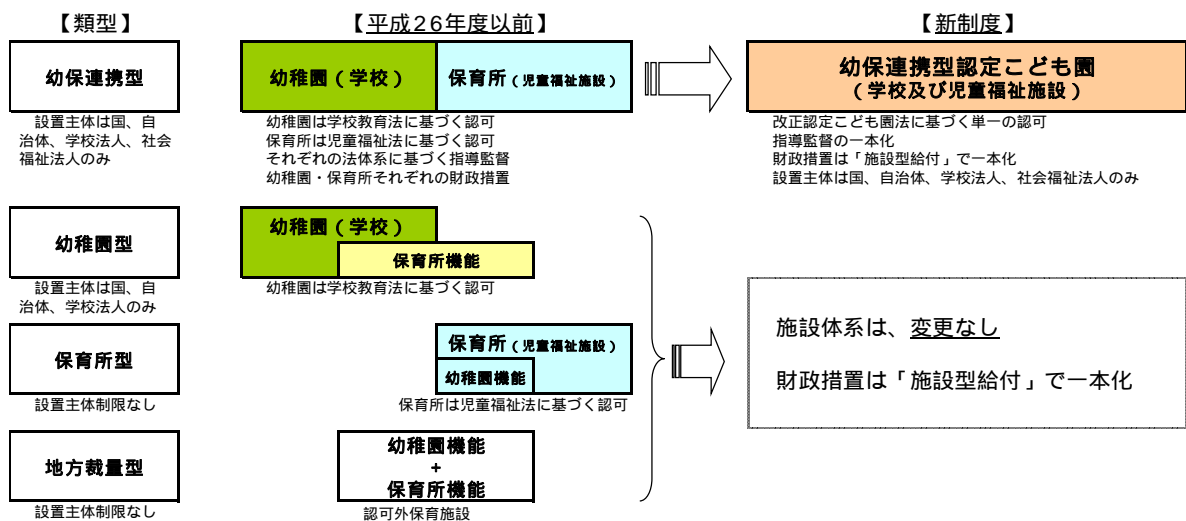
実施主体である区市町村は、地域におけるニーズを把握し、子供・子育て支援の提供体制の確保等を内容とする事業計画（「区市町村子ども・子育て支援事業計画」）を策定するとともに、計画に基づいて「施設型給付」等の給付や「地域子ども・子育て支援事業」を実施しています。都道府県は「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、区市町村による子供・子育て支援策の実施を支援しています。

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

- これまで、幼稚園、保育所に対する財政措置は、学校教育の体系、福祉の体系として別々になされてきましたが、新制度では認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付である「施設型給付」が創設され、財政支援が一本化されました。
- また、新たに「地域型保育給付」が創設され、6人以上19人以下の子供を預かる「小規模保育」、5人以下の子供を預かる「家庭的保育」や子供の居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子供のほか地域の子供を保育する「事業所内保育」の4つの事業が財政支援の対象となりました。

## 認定こども園制度の改善

- ・ 認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに合わせて子供を受け入れ、幼児期の教育・保育を一体的に行うとともに、地域の子供・子育て支援の役割も果たす施設です。認定こども園制度は平成 18 年度に創設されましたが、従来の制度では、学校教育法に基づく幼稚園と児童福祉法に基づく保育所という 2 つの制度を前提としていたため、認可や指導監督に関する二重行政の課題などが指摘されていました。
- ・ 平成 27 年度の制度改正では、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置付けを持つ単一の認可施設とし、認可や指導監督等が一本化されました。
- ・ また、財政支援についても、「幼保連携型」以外の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」を含む 4 類型すべてが施設型給付の対象となりました。



## 地域の子供・子育て支援の充実

- ・ 保育が必要な子供のいる家庭だけでなく、すべての子育て家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子供・子育て支援を充実させるため、保護者が地域の教育・保育、子供・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点など、区市町村が行う事業を新制度では「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置付け、財政支援を強化して、その拡充を図ることとされました。

## 仕事・子育て両立支援事業の創設 (平成 28 年度)

- ・ 企業等からの事業主拠出金を財源として、従業員が働きながら子育てしやすいように環境を整え、離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進する企業を支援する制度が創設されました。具体的には、従業員のための保育施設の設置・運営の費用助成が行われる企業主導型保育事業、残業や夜勤等でベビーシッターを利用した際に、費用の補助を行う企業主導型ベビーシッター利用者支援事業があります。

## 給付・事業の全体像

### 子ども・子育て支援給付

#### 施設型給付（都道府県認可）

- ・認定こども園
- ・幼稚園
- ・保育所
  - 私立保育所については、現行どおり、区市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も区市町村が行う。
  - 新制度への移行を希望しない幼稚園には私学助成を継続

#### 地域型保育給付（区市町村認可）

- ・小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下)
- ・家庭的保育事業(利用定員5人以下)
- ・居宅訪問型保育事業
- ・事業所内保育事業

#### 児童手当

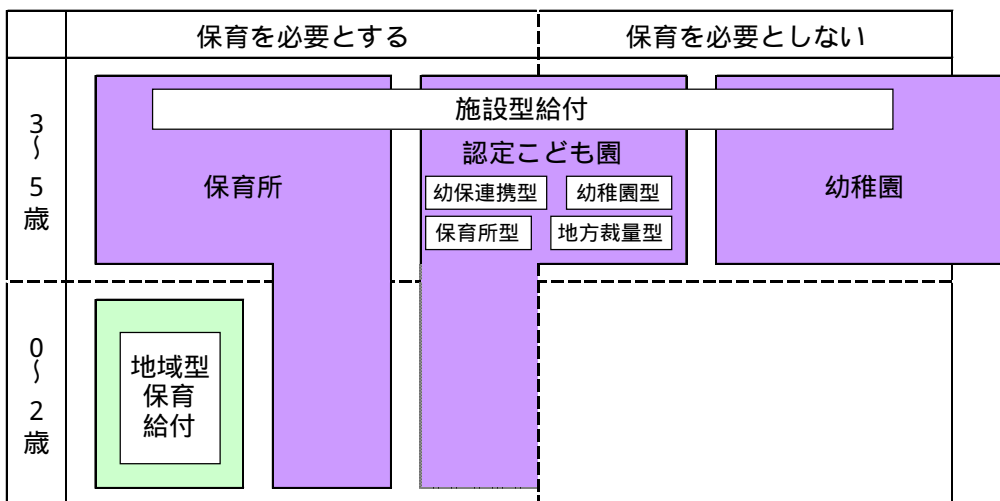
### 仕事・子育て両立支援事業

- ・企業主導型保育事業
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

### 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 一時預かり事業
- 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業等
- 子育て短期支援事業
  - (ショートステイ・トワイライトステイ)
- 子育て援助活動支援事業
  - (ファミリー・サポート・センター事業)
- 延長保育事業
- 病児保育事業
- 放課後児童健全育成事業(学童クラブ事業)
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

## 施設型給付と地域型保育給付





## 保育の必要性の認定区分と利用するサービス

「施設型給付」の対象となる認定こども園、幼稚園、保育所や、「地域型保育給付」の対象となる小規模保育等を利用するに当たり、保護者は区市町村から、子供の年齢や保育の必要性の有無により分類される区分に該当することの認定を受けます。

年齢	保護者の状況・希望	認定区分	利用先
3～5歳	幼稚園等での教育を希望	1号認定	幼稚園、認定こども園
	保育の必要性があり、保育所等	2号認定	保育所、認定こども園
0～2歳	での保育を希望	3号認定	地域型保育、保育所、認定こども園

## 6 都における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

子ども・子育て支援法により、都道府県は、質の高い幼児期の学校教育・保育が、それぞれの家庭や子供の状況に応じて適切に提供されるよう、教育・保育の「量の見込み」並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期(以下「確保方策」という。)、そしてそれらを定める単位となる区域の設定を都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定めることとされています。

都は、本計画に基づき、区市町村が地域の实情に応じて、教育・保育の提供体制を整備できるよう支援しています。

### (1) 都道府県設定区域の設定

区市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案した区域」として、「教育・保育提供区域」を定めることになっています。教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本とされています。

- 都道府県は、教育・保育の「量の見込み」「確保方策」を定める単位として、区市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、隣接区市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域を設定しています。

都道府県は、認定こども園や認可保育所の認可・認定の判断を行う際、都道府県設定区域における利用定員の総数が、当該年度の必要利用定員総数に既に達しているか、又は設置によってこれを超えることになるまで、原則として、認可・認定を行います。そのため、都道府県設定区域は、この需給調整の判断基準となることも踏まえて設定する必要があります。

## <都における区域設定>

<p>1号認定</p> <p>3歳以上で、幼稚園等での教育を希望</p>	<p>都内では、交通の利便性が高く、私立幼稚園が占める割合も高い。そのため、区市町村の区域を超えた通園が多いという特徴がある。また、新制度において、幼稚園には需給調整の仕組みは導入されない。</p> <p>よって、都全域を一つの区域設定とする。</p>
<p>2・3号認定</p> <p>0～5歳で、保育の必要性があり、保育所等での保育を希望</p>	<p>保育の実施主体は区市町村であり、都が区市町村域を超えて区域を設定した場合、各区市町村が整備すべき保育サービスの量が不明確になるおそれがある。また、区市町村は、地域型保育の認可に当たり、地域の実情に応じて設定した「区市町村設定区域」により需給調整を行う。</p> <p>よって、区市町村が設定する区域と同一とする。</p>
<p>地域子ども・子育て支援事業</p>	<p>地域子ども・子育て支援事業の実施主体は区市町村であり、基本的に区市町村の区域内で提供・利用される。また、認可等の仕組みはないため、需給調整の判断基準とはならない。</p> <p>よって、区市町村ごとに1区域とする。</p>

## (2) 量の見込みと確保方策

区市町村は、必要とするすべての家庭が質の高い幼児期の学校教育・保育を利用できるよう、地域の実情に応じて計画的に基盤を整備していく役割を担っています。

そのため、区市町村は、子ども・子育て支援法に基づいて策定する区市町村子ども・子育て支援事業計画において、地域における教育・保育の利用状況や利用希望を調査し、教育・保育提供区域ごとに、認定区分別の必要利用定員総数と、これに対応した教育・保育の提供体制の確保内容等を定めています。

都道府県は、区市町村がその役割を適切に果たせるよう、区市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、広域調整を行った上で、各年度の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容等を計画に定めることになっています。

## <都における量の見込みと確保方策>

### (1) 教育・保育について

都においては、区市町村における「量の見込み」と「確保方策」を集計したものを基本とする。保育については、平成31年度末までに待機児童が解消されるよう「確保方策」を定め、区市町村がそれを達成できるよう、必要な支援策を講じていく。

### (2) 地域子ども・子育て支援事業について

子ども・子育て支援法において、実施主体である区市町村の計画に記載することとされており、都道府県計画には記載が求められていない。また、「量の見込み」や「確保方策」の算定は、区市町村ごとに集計方法が異なる。

しかし、都は、区市町村の計画的な取り組みを支援し、都内全域の子供・子育て支援のレベルアップを図る観点から、区市町村計画の集計値を参考としつつ、都としての支援策について検討を行い、必要に応じて計画に目標を盛り込むことにした。

## (3) 認定こども園の需給調整

新制度では、認定こども園への移行を希望する既存の幼稚園や保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるよう、特例として需給調整を次のとおり行っています。

需要 + 「都道府県計画で定める数」	>	供給	原則として認可・認定
--------------------	---	----	------------

## <都における認定こども園の需給調整の取扱い>

都は、区市町村が地域の実情に応じて認定こども園を設置する取組を支援するため、既存の幼稚園や保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、認可・認定基準を満たす限り、供給が需要を上回る場合にも、原則として認可・認定していくこととし、需給調整の際の「都道府県計画で定める数」については、具体的な数値としては定めないこととする。